

こども政策の強化

子ども・子育て支援に必要な財源の確保について

○社会保障と税の一体改革等により、子ども・子育て支援に必要な財源は**1兆円超**とされている。

(参考1) 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)(抄)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、**1兆円超**程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の**0.3兆円超**について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

(参考2) 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

施策の具体的内容 1. 重点課題 (1) 子育て支援施策を一層充実させる。

① 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

○ 地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な**1兆円超**程度の財源の確保については、消費税財源から確保する**0.7兆円程度**を含め、適切に対応する。

※赤字下線部分は実施済みの項目

0.7兆円(消費税財源)

「量的拡充」「質の向上」分
(主なメニュー)

○ 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業などの量的拡充

○ 3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)

○ 職員給与の改善(+3%)

○ 研修機会の充実

○ 放課後児童クラブの充実

○ 社会的養護の量的拡充

等

0.3兆円超(左記以外の財源)

「質の向上」分

(主なメニュー)

○ 職員給与の改善(+2%)

○ 1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)

○ 4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)

○ 施設長、栄養士、その他職員の配置

○ 延長保育、一時預かり事業の充実

等

◎

II 基本理念

3. 全ての子育て世帯を切れ目なく支援する

- これまでも保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども・子育て政策を強化してきたが、この10年間で社会情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべき子育て支援政策の内容も変化している。
- 具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、子育て支援サービスの内容についても、（中略）
・幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること（中略）
などが必要となっている。

III 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

（こども・子育て支援加速化プラン）

- 2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、少子化対策は待ったなしの瀬戸際にある。このような認識の下、取組を加速化させるため、今後3年間で集中取組期間として、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に取り組む。
- 加速化プランで掲げる以下の各項目については、次のような考え方にに基づき、優先的に取り組む。
 - ① 国際比較において相対的に割合が低い現金給付政策を強化する。その際、まず、全てのこどもの育ちを支える 経済的支援の基盤を強化する。
 - ② 待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移す。
 - ③ こどものライフステージを俯瞰しつつ、これまで相対的に対応が手薄であった年齢層を含め全年齢層への切れ目ない支援を実現する。
 - ④ 上記①～③の基盤に立って、社会的養護や障害児支援など、多様な支援ニーズについては、支援基盤の拡充を中心に速やかに取り組む。
 - ⑤ 共働き・共育てを推進するため、中小企業への支援を大幅に強化しつつ、特に男性育休の推進について、取組を加速化させる。
 - ⑥ 上記の施策の拡充と併せ、社会全体でこども・子育てを応援していくための意識改革を推進する。

III 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

（2）出産等の経済的負担の軽減～妊娠期からの切れ目ない支援～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化等を検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。（後略）

（3）医療費等の負担軽減～地方自治体の取組への支援～

- 学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う。

Ⅲ 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の6割が0歳児（うち5割は0カ月児）であることなどを踏まえると妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。
- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じたサービスにつなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続き等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。
- 産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から産後ケア事業の実施体制の強化等を行う。

（2）幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（令和3年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ、基盤整備を進める。あわせて病児保育の充実を図る。



Ⅲ 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

3. 共働き・共育での推進

（2）育児期を通じた柔軟な働き方の推進～利用しやすい柔軟な制度へ～

- 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築する。このため、好事例の紹介等の取組を進めるとともに、育児・介護休業法において、こどもが3歳以降小学校就学前までの場合において、短時間勤務、テレワーク、出社・退社時刻の調整、休暇など柔軟な働き方を職場に導入するための制度を検討する。
- あわせて、柔軟な働き方として、男女ともに、短時間勤務をしても手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合の給付を創設する。その際、現状の根強い固定的性別役割分担意識の下で、女性のみが時短勤務を選択することで男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう、男女で育児・家事を分担するとの観点も踏まえて、給付水準等の具体的な検討を進める。
- 上記の柔軟な働き方についても、男性育児促進と同様に、周囲の社員への応援手当支給等の体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化とあわせて推進する。
また、こうした支援に際しては、企業における育児休業制度への取組状況を勘案するなど、実施インセンティブの強化を図る。
- また、こどもが病気の際などに休みにくい等の問題を踏まえ、病児保育の拡充とあわせて、こうした場合に休みやすい環境整備を検討する。具体的には、こどもが就学前の場合に年5日間取得が認められる「子の看護休暇」について、こどもの世話を適切に行えるようにする観点から、対象となるこどもの年齢や休暇取得事由の範囲などについて検討する。

（3）多様な働き方と子育ての両立支援～多様な選択肢の確保～

- 子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間20時間未満の労働者についても失業手当や育児休業給付等を受給できるよう、雇用保険の適用拡大に向けた検討を進める。

Ⅲ 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- 上記1～3で掲げた具体的政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々に応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。
- 例えば、子育て世帯のニーズに応じた多様な支援メニューを用意し、子育てを終えた方や地域の高齢者を含めた「住民参加型」の子育て支援を展開している自治体、育休取得者の担当業務を引き継ぎ、業務が増加する従業員へ手当を支給することで育休を取りやすい環境づくりをしている中小企業など、実際に取り組まれている好事例も存在する。
- このような、こども・子育てを応援する地域や企業の好事例を共有・横展開していくとともに、こどもや子育て中の方々の気持ちに寄り添いつつ、全ての人ができることから取り組んでいくという機運を醸成していく。具体的な枠組みについては、新たに発足したこども家庭庁の下で検討を進め、今夏頃を目途に取組をスタートさせる。

おわりに

- 本試案は、長年の課題解決に向けて、まずは必要な政策内容を整理するという観点から取りまとめたものである。今後、この試案をベースに国民的議論を進めていくため、4月以降、内閣総理大臣の下に新たな会議を設置し、更に検討を深めるとともに、こども家庭庁においてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の骨太の方針2023までに、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示する。

「こども未来戦略会議」の設置について

資料1

【岸田総理のご発言の概要（令和5年3月31日）】

- 小倉大臣から報告を受けた「たたき台」を踏まえて、今後、必要な政策強化の内容、そして、予算、財源について、与党と連携しながら、議論を深めていきたい。
- このため、全世代型社会保障構築本部の下に、私を議長として、関係閣僚、有識者、あるいは、子育ての当事者・関係者、さらには関係団体、こうした方々の参画を求め、「こども未来戦略会議」を立ち上げることにしたい。
- この体制の下で検討を進めて、6月の骨太の方針までに、将来的なこども・子育て予算の倍増の大枠を示していきたい。

【全世代型社会保障構築本部】

本部長：総理大臣
副本部長：後藤全世代型社会保障改革担当大臣
本部長：松野官房長官、小倉内閣府特命担当大臣、
松本総務大臣、鈴木財務大臣、
加藤厚生労働大臣

【全世代型社会保障構築会議】

座長：清家座長
座長代理：増田座長代理
構成員：有識者16名

【こども未来戦略会議】

議長：総理大臣
副議長：後藤全世代型社会保障改革担当大臣、
小倉内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）
構成員
（閣僚）：全世代型社会保障構築本部の本部長、
永岡文部科学大臣、西村経済産業大臣、斉藤国土交通大臣
（有識者）：全世代型社会保障構築会議の構成員、関係審議会の構成員、
子育て当事者・関係者
（関係団体）：経団連、日商、連合、地方3団体（知事会、市長会、町村会）

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

令和5年5月17日
第3回こども未来戦略会議
小倉大臣提出資料

<こども・子育て政策の強化について（試案）（令和5年3月31日）>（抄）

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ、基盤整備を進める。

【新たな通園給付のイメージ】

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
- ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要

こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等 ・育休中の在宅で子育てをする家庭等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施

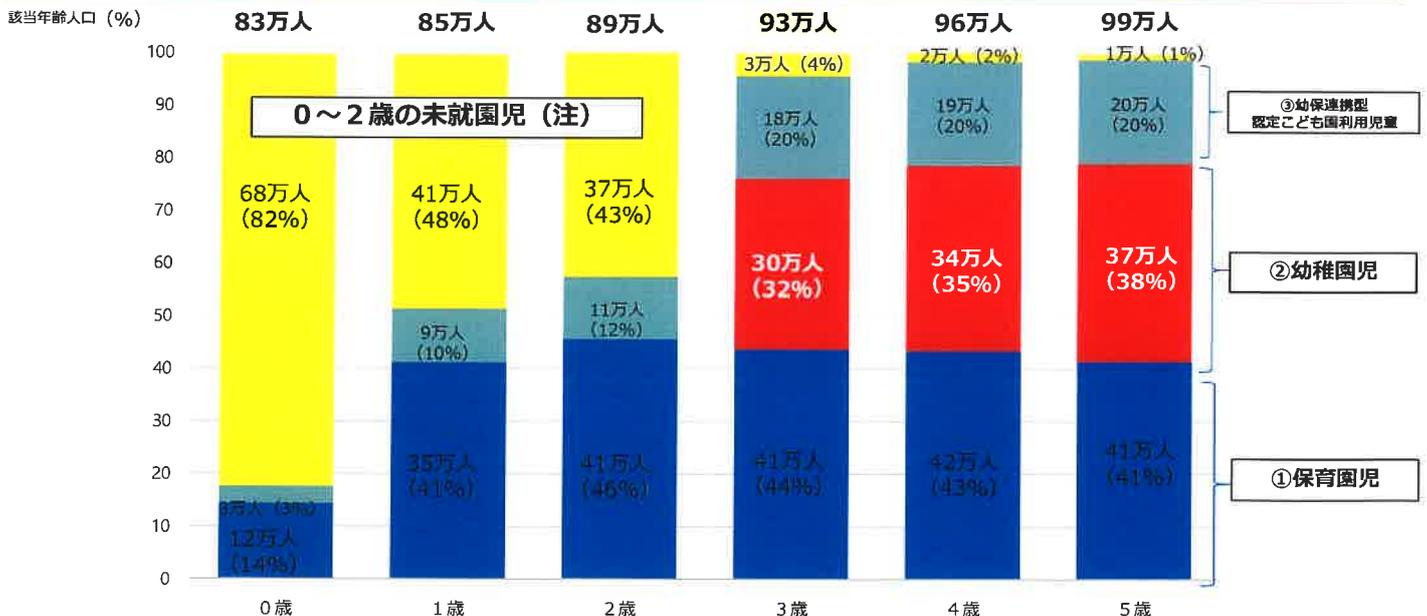
- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

92

年齢別の未就園児の割合（令和3年度）

令和5年5月17日
第3回こども未来戦略会議
小倉大臣提出資料

- 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約146万人）、3～5歳児の約2%（約6万人）となっている。



（注）各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※当該年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、当該年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて

現行制度の概要

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、例外的に「地域の実情」(※1)として「市町村が特に必要と認めた場合」(※2)には3～5歳児を対象としている。

(※1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)
第六条の三

㊦ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

(※2) 具体的には、過疎地やへき地など近くに教育・保育施設が無い場合や、兄弟で別々の施設に通園せざるを得ない場合など

- 国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

令和5年4月21日通知

- 小規模保育事業について、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする。**

(※) 具体的には、「市町村が特に必要と認めた場合」を「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」とする(通知改正)

(注) さらに、本特例措置で認められている3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討する

82

「短時間保育士」及び「常勤保育士」の定義の見直し・明確化について

現行制度の概要

- 「短時間保育士」については、通知において「1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士」と定義。
(注) 各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。
(参考) 配置基準上の保育士定数は、長時間にわたって保育できることを重視し「常勤保育士」を原則としているが、通知により、待機児童解消までの暫定的な特例措置として、一定の要件の下、「常勤保育士」1名に代えて「短時間保育士」2名をもって充てる取扱いを可能としている。
- 「常勤保育士」の具体的な定義は示していない。
- 勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、こどもを長時間にわたり保育できることが原則であるとの考え方は維持しつつ、週4日勤務を導入した場合、例えば1日10時間×週4日(月16日)という勤務形態の者でも「常勤保育士」となることを明確にするため、定義の見直しや明確化を行う。

令和5年4月21日通知

	定義
常勤保育士	① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者 ② 上記以外の者であつて、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの
短時間保育士	上記以外の者

83